

## 第6号議案

春日市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成31年2月25日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、行政財産に係る使用料の額を改定するものである。これが、この条例案を提出する理由である。

## 春日市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

春日市行政財産使用料条例(昭和63年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日市行政財産使用料条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第1号及び第2号の規定は、施行日以後の行政財産の使用に係る使用料について適用し、施行日以前の行政財産の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 平成31年3月31日までにされた行政財産の使用に係る許可に基づき施行日前から施行日以後引き続き当該許可に係る行政財産の使用をしている場合は、施行日以後の当該行政財産の使用に係る使用料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、同年4月1日以後に当該行政財産の使用に係る使用料の額の変更が行われた場合には、当該変更後における当該行政財産の使用については、この限りでない。
- 4 施行日以後の行政財産の使用に係る使用料は、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により徴収することができる。